

博士の学位授与の取消しについて（概要）

1 対象者等

対象者氏名	周 倩（しゅう せい）
当時の所属	東京大学大学院学際情報学府学際情報学専攻
学位授与日	平成 25 年 3 月 25 日
学位の種類	博士（学際情報学）
論文題目	<ミドルクラス>のメディア・イメージとその意味 ―「高度経済成長期」における日中新聞の比較分析を通じて―

2 取消し事由

当該学位請求論文について不正行為の事実を認定し、本学学位規則第 17 条における「不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき」に該当すると判断した。

3 不正行為の内容

当該学位請求論文を調査した結果、合計 320 箇所（論文全体の約 29%）にわたって、他者の著作物からの引き写し及び不適切な利用箇所が存在すること、また、それらの中に当該論文の主要内容とも深く関係している箇所が少なからず含まれていることが確認された。

4 調査経緯

学外からの調査依頼を受け、学際情報学府に調査委員会を設置し、当該論文の調査、被授与者・指導教員・論文審査委員へのヒアリング、被授与者への弁明の機会の付与などを経て慎重に審議を行った。同委員会の調査結果を受け、学際情報学府教育会議で審議した結果、学位授与の取消しが相当であると判断した。これを受けて更に全学的な見地から慎重に審議し、その結果を踏まえて総長が平成 29 年 11 月 24 日付けで学位授与の取消しを決定した。

5 学位授与の取消しを受けた対応

東京大学では、このたびの事態を重く受け止め、平成 29 年 11 月 29 日付けで当時の指導教員等関係者に対して訓告等を行うとともに、全学を挙げて再発防止への取組を一層徹底することとした。

これを受けて学際情報学府では、引き続き学生に対する研究倫理教育を徹底するとともに、教員研修における研究倫理教育の強化、副指導教員制度を活用した指導の徹底など、組織を挙げて再発防止に取り組むこととした。